

別表第1 公民給与の比較における対応関係

行政職 給料表	府内 の 民間 事 業 所		
	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満 の事業所	企業規模50人以上 100人未満 の事業所
10級	支店長・工場長、 部長、部次長		
9級			
8級			
7級	課長	支店長・工場長、 部長、部次長	支店長・工場長、 部長、部次長
6級	課長代理	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、かつ、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

別表第2 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職 段階	項目 企業規模	ベースアップ実施			
		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係員	計	30.9	19.6	—	49.5
	100人以上	27.5	21.1	—	51.4
	100人未満	43.1	14.2	—	42.7
課長級	計	26.5	17.7	—	55.8
	100人以上	21.1	18.0	—	60.9
	100人未満	44.5	16.6	—	38.9

(注) 「100人以上」とは、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、別表第3、別表第4について同じ。)

別表第3 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	企業規模	項目 定期昇給制度あり	定期昇給実施				定期昇給停止	定期昇給制度なし
			増額	減額	変化なし			
係員	計	87.0	86.6	50.1	10.0	26.5	0.4	13.0
	100人以上	89.4	88.9	50.9	8.7	29.3	0.5	10.6
	100人未満	75.9	75.9	46.6	15.8	13.5	—	24.1
課長級	計	77.8	76.4	47.6	8.2	20.6	1.4	22.2
	100人以上	78.0	76.3	47.8	5.7	22.8	1.7	22.0
	100人未満	76.8	76.8	47.2	19.4	10.2	—	23.2

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第4 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

措置内容	企業規模	計	100人以上	100人未満
措置あり		17.7	20.3	8.7
採用の停止・抑制		4.0	4.4	2.7
部門の整理・部門間の配転		7.7	8.1	6.1
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換		8.1	10.6	—
転籍出向		4.1	5.3	—
一時帰休・休業		—	—	—
残業の規制		0.8	1.0	—
希望退職者の募集		2.4	3.1	—
正社員の解雇		—	—	—
賃金カット		3.3	4.3	—

(注) 平成18年1月以降の実施状況であり、「措置あり」は複数回答の集計である。

別表第5 職員と民間事業従事者との給与比較

職種	民間事業従事者の給与(A)	職員の給与(B)	較差	
			(A) - (B) = (C)	(C) / (B) × 100
行政職給料表関係	436,174円	435,310円	864円	0.20%

管理職手当のカット措置がないものとした場合

行政職給料表関係	436,174円	436,229円	△55円	△0.01%
----------	----------	----------	------	--------

- (注) 1 管理職手当のカット措置の影響分は、919円（0.21%）と推計される。
- 2 職員、民間事業従事者ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
- 3 職員には、税務職員、交通巡視員等民間において相当する職種のないものは含まれていない。
- 4 「職員の給与」は、給与のうち、(1)特殊勤務手当、(2)時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当並びに(3)通勤手当を除いたものを、「民間事業従事者の給与」は、きまって支給する給与から所定外労働時間に対して支払われた賃金（上記(2)に相当するもの）及び通勤手当を除いたものをいう。
- 5 給与較差の算定は、職種別、学歴別及び年齢別のラスパイレス方式による。

$$\text{給与較差} = \frac{\sum P_1 Q_0}{\sum P_0 Q_0}$$

P₁ …… 民間事業従事者の平均給与月額

P₀ …… 職員の平均給与月額

Q₀ …… 職員数

- 6 公民給与比較方法の見直しを行わない場合（管理職手当のカット措置がないものとした場合）の公民較差は、5,110円（1.17%）となる。

別表第6 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	375,711円	272,237円
	上半期 (A ₂)	365,714	271,102
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	858,199	503,326
	上半期 (B ₂)	806,348	519,106
特別給の支給割合	下半期 $(\frac{B_1}{A_1})$	2.28月分	1.85月分
	上半期 $(\frac{B_2}{A_2})$	2.20	1.91
年間の平均		4.46月分	

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は平均で4.45月分である。

- (注) 1 「下半期」とは平成17年8月から平成18年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。
- 2 「年間の平均」は、特別給の支給割合を職員の人員構成に合わせて求めたものである。
- 3 公民給与比較方法の見直しを行わない場合の年間の支給月数は、4.51月となる。